

## 議案第 6 号

### 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

基礎課税額等の算定規定を見直すため、条例を改正する必要がある  
ので、本案を提出する。

### 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2 4, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に改める。

第 7 条の 2 中「1 3, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条第 1 号ア中「1 6, 8 0 0 円」を「1 7, 5 0 0 円」に改め、同号ウ中「9, 1 0 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 2, 0 0 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に改め、同号ウ中「6, 5 0 0 円」を「7, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 号ア中「4, 8 0 0 円」を「5, 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「2, 6 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2から第7条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。</p> <p>第8条から第10条の8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,500円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,500円</u></p>	<p>第1条から第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2から第7条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,000円</u>とする。</p> <p>第8条から第10条の8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,000円</u></p>

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,500円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

第11条の2から第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,500円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,600円

第11条の2から第15条 略